



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *39 和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則 (総務課) 1
- *40 和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則 (河川課) 2
- *41 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2
- *42 和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (") 3

○ 告示

- *320 基準点測量成果の写しの保管等に関する規程 (昭和36年和歌山県告示第281号) の一部改正 (用地対策課) 18

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県行政不服審査法施行細則 (平成28年和歌山県規則第48号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(提出資料の閲覧又は交付)</p> <p>第10条 第3条及び第5条から第7条までの規定は、法第78条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第1項」とあるのは「<u>第78条第1項</u>」と、「<u>審理員が専ら使用する行政事務用パソコンの画面に表示し、</u>」とあるのは「<u>審査会の専用機器により再生若しくは映写したものと、同条第2項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「書面又は書類」とあるのは「主張書面又は資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第3項中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、「表示する行政事務用パソコン」とあるのは「<u>再生若しくは映写する専用機器</u>」と、<u>同条第4項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第7条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と、別記第1号様式中「提出書類等」とあるのは「提出資料等」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>2 略</p>	<p>(提出資料の閲覧又は交付)</p> <p>第10条 第3条及び第5条から第7条までの規定は、法第78条第1項の規定による閲覧又は交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「書面又は書類」とあるのは「主張書面又は資料」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、同条第3項中「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、<u>同条第4項中「審理員」とあるのは「審査会」と、「対象書面等」とあるのは「対象主張書面等」と、第7条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「審査会」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査会」と、別記第1号様式中「提出書類等」とあるのは「提出資料等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

別記第1号様式中「審査請求人 (参加人) 」に改める。

㊦ を「審査請求人 (参加人)

別記第2号様式中「審査請求人 (参加人)

㊦ を「審査請求人 (参加人)

」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第40号

和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県水防施設費補助規則の一部を改正する規則

和歌山県水防施設費補助規則（昭和27年和歌山県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第4条関係） 略 和歌山県知事 様 水 防 管 理 者 名 年度水防施設整備事業計画 書 下記のとおり年度水防施設整備事業計 画書を提出します。 略</p>	<p>別記第1号様式 略 和歌山県知事殿 水 防 管 理 者 名 印 昭和 年度水防施設整備事業計画 書 下記のとおり昭和 年度水防施設整備事業計 画書を提出します。 略</p>
<p>別記第2号様式（第6条関係） 略 和歌山県知事 様 水 防 管 理 者 名 年度水防施設費補助金交付申 請書 年度水防施設整備事業について、補助 金の交付を受けたいので、和歌山県水防施設費補 助規則（昭和27年和歌山県規則第46号）第6条の 規定により、関係書類を添え下記のとおり申請し ます。 略</p>	<p>別記第2号様式 略 和歌山県知事殿 水 防 管 理 者 名 印 昭和 年度水防施設費補助金交付申 請書 昭和 年度水防施設整備事業について、補助 金の交付を受けたいので、和歌山県水防施設費補 助規則（昭和27年和歌山県規則第46号）第6条の 規定により、関係書類を添え下記のとおり申請し ます。 略</p>
<p>別記第3号様式（第8条関係） 略 和歌山県知事 様 水 防 管 理 者 名 年度水防施設しゅん功検査申 請書 略</p>	<p>別記第3号様式 略 和歌山県知事殿 水 防 管 理 者 名 印 昭和 年度水防施設しゅん功検査申 請書 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第41号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則 (昭和40年和歌山県規則第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宅地建物取引業者名簿等閲覧所の設置場所) 第5条 省令第5条の2第1項の規定による宅地建物取引業者名簿閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、<u>和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課内に設けるものとする。</u></p> <p>(営業保証金取戻し公告の届出) 第13条 保証金規則第7条第3項の規定による届出は、<u>営業保証金取戻し公告届 (別記第7号様式) により行わなければならない。</u></p> <p>(営業保証金取戻しに関する証明書の請求) 第14条 保証金規則第8条第1項の規定による請求は<u>営業保証金取戻しに関する証明書交付請求書 (別記第8号様式) により行わなければならない。</u></p>	<p>(宅地建物取引業者名簿等閲覧所の設置場所) 第5条 省令第5条の2第1項の規定による宅地建物取引業者名簿閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、<u>和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課内に設けるものとする。</u></p> <p>(営業保証金取戻し公告の届出) 第13条 保証金規則第8条第3項の規定による届出は、<u>営業保証金取戻し公告届 (別記第7号様式) により行わなければならない。</u></p> <p>(営業保証金取戻しに関する証明書の請求) 第14条 保証金規則第9条第1項の規定による請求は<u>営業保証金取戻しに関する証明書交付請求書 (別記第8号様式) により行わなければならない。</u></p>

別記第2号様式中「氏 名 ④」を「氏 名 ⑤」に改める。

別記第3号様式中「氏 名 ④」を「氏 名 ⑤」に改める。

別記第5号様式中「氏名 ④」を「氏名 ⑤」に改める。

別記第6号様式中「氏名 ④」を「氏名 ⑤」に改める。

別記第7号様式中「氏 名 ④」を「氏 名 ⑤」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

別記第8号様式中「氏 名 ④」を「氏 名 ⑤」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第14条の改正規定、別記第7号様式の改正規定 (「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める部分に限る。) 並びに別記第8号様式の改正規定 (「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第42号

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県建築基準法施行細則 (昭和47年和歌山県規則第98号) の一部を次のように改正する。

別記第2号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第2号様式 (第2条関係)

浄化槽設置計画書

年 月 日

和歌山県建築主事 様

申請者

住所 〒(-)

氏名

電話番号 (- -)

1 設置場所	〒(-)		地図	年版:P
2 浄化槽の種類	<input type="checkbox"/> セット式浄化槽	製造業者	形式	人槽
	<input type="checkbox"/> RC型浄化槽	処理方式	規模	
3 処理の対象	<input type="checkbox"/> 尿尿及び雑排水 <input type="checkbox"/> 尿尿のみ			
4 建築物の用途	①	②	③	居住の有無(有[世帯数]・無)
5 算定人員	JIS規格による算定人員		人	居住予定人員 人
6 処理能力	ア 日平均汚水量 $m^3/日$	イ BODの除去率 %	ウ 放流水のBOD mg/l	
7 放流先	<input type="checkbox"/> 下水路 <input type="checkbox"/> 下水管 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 湖沼 <input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 海域 <input type="checkbox"/> その他()			
8 放流方法等	<input type="checkbox"/> 自然放流 <input type="checkbox"/> ポンプ放流	取付管	内径 mm	グリストラップ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9 浄化槽製造業者 (浄化槽設計者) 住所・氏名			電 話	- -
			担当者名	
10 浄化槽工事業者 住所・氏名			電 話	- -
			担当者名	
			(届出・登録)番号	
11 浄化槽整備士氏名			登録番号	
12 着工予定年月日	年 月 日	完成予定	年 月 日	使用開始予定 年 月 日
13 その他特記事項				

※行政庁等処理欄

受付欄				備考欄
-----	--	--	--	-----

添付書類

- 1 処理対象人員算定表及び付近見取図(設置場所、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- 2 配置図(導入・放流経路、建築物及び浄化槽の位置を明示すること。)、建築物平面図及び浄化槽の見取図

別記第3号様式 (第3条関係)

(A4)

和歌山県建築基準法施行細則第3条の規定による

工事施工者選定届

和歌山県建築主事 様

年 月 日

届 出 者(建築主)

住 所

氏 名

電話番号 ()

下記のとおり工事施工者を選定したので届け出ます。

1 工事施工者 住所氏名	建設業の許可 (大臣・知事) 第 号 住所 名称 氏名 電話番号 ()
2 確認番号 年 月 日	第 号 年 月 日
3 敷地の 地名地番	和歌山県
振興局建設部又は本庁	

別記第4号様式 (第4条関係)

工事監理者選定届

年 月 日

和歌山県建築主事 様

建築主 住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

_____を工事監理者として定めたので、和歌山県建築基準法施行細則第4条の規定により届け出ます。

また、私は、同人に工事監理を委託し、建築士法第24条の8の規定により当該工事監理に係る書面の交付を受けたことに相違ない旨を申し添えます。

年 月 日

和歌山県建築主事 様

工事監理者 住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

資 格 () 建築士 (大臣・知事) 登録第 _____ 号

() 建築士事務所 () 知事登録第 _____ 号

事務所名 {

私は、建築士法に基づき、下記の建築物の工事監理を引き受け、下記の建築確認申請 (計画変更の場合を含む。) に係る図面に則して工事監理をすることを届け出ます。

建築物の名称	
建築物の位置	
建築確認番号又は受付番号	
工事の計画	工事着手日 年 月 日
	特定行程 年 月 日
	工事完了日 年 月 日
備考	
受付欄	

別記第5号様式 (第4条関係)

工事監理者変更届

年 月 日

和歌山県建築主事 様

建築主 住 所

氏 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

_____を工事監理者として変更したので、和歌山県建築基準法施行細則第4条の規定により届け出ます。

また、私は、同人に工事監理を委託し、建築士法第24条の8の規定により当該工事監理に係る書面の交付を受けたことに相違ない旨を申し添えます。

年 月 日

和歌山県建築主事 様

工事監理者 住 所

氏 名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

資 格 () 建築士(大臣・知事)登録第 _____ 号
 () 建築士事務所() 知事登録第 _____ 号
 事務所名 {

私は、建築士法に基づき、下記の建築物の工事監理を引き受け、下記の建築確認申請(計画変更の場合を含む。)に係る図面に則して工事監理をすることを届け出ます。

建築物の名称			
建築物の位置			
建築確認番号又は受付番号			
工事の計画	工事着手日	年	月 日
	特定行程	年	月 日
	工事完了日	年	月 日
備考	変更前工事監理者住所氏名	変更後工事監理者住所氏名	
	住所	住所	
	氏名	氏名	
受付欄			

別記第6号様式 (第5条関係)

(A4)

和歌山県建築基準法施行細則第5条の規定による名義(変更)届

和歌山県建築主事 様

年 月 日

届出者(建築主)

住所

氏名

電話番号 ()

1 建築主 (築造主) 住所 氏名	新	住所 氏名
	旧	住所 氏名
2 代理者 住所 氏名	()建築士()登録第 ()建築士事務所 住所 氏名	号 知事登録第() 号 年 月 日 電話番号 ()
3 設計者資格 住所 氏名	()建築士()登録第 ()建築士事務所 住所 氏名	号 知事登録第() 号 年 月 日 電話番号 ()
4 工事施工者 住所 氏名	建設業の許可(大臣・ 知事) 住所 氏名	第 号 名称 電話番号 ()
5 確認番号 確認年月日	第 号	年 月 日
6 敷地の 地名地番	和歌山県	

(注意)

- 1 建築主の名義変更の場合は、新旧名義人が連署し、新建築主が届け出ること。
- 2 新規に選定しようとする場合は、変更の部分を消すこと。
- 3 3欄は設計者の住所氏名等に変更があった場合、4欄は工事施工者を変更した場合、それぞれ変更後の内容を記入の上届け出ること。
- 4 確認済証を添えて届け出ること。

振興局建設部又は本庁

別記第7号様式 (第6条関係)

(A4)

()工事取りやめ届 年 月 日	
和歌山県知事 様 和歌山県建築主事	
届出者(建築主) 住所 氏名 電話番号 ()	
下記の工事を取りやめたので、和歌山県建築基準法施行細則第6条の規定により届け出ます。	
1 工事又は用途変更の取りやめ年月日	年 月 日
2 許可認定番号 確認	許可認定 第 号 確認
3 許可認定年月日 確認	許可認定 年 月 日 確認
4 敷地の地名地番	和歌山県
5 取りやめ部分	ア 全部 イ 一部 (棟別番号)
(注意) 1 一部を取りやめたときは、冒頭()内に一部と朱書し、その部分を明示した図書を添えて届け出ること。 2 確認を要しない地域で建築工事届を提出した後この届を出すときは、2、3欄の記入は不要です。 3 許可通知書、認定通知書又は確認済証を添えて届け出ること。	
振興局建設部又は本庁	

別記第9号様式及び別記第10号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第13条関係)

正本

※都市政策課受付印 振興局建設部受付印 市町村受付印

正

道路の位置の指定(変更・廃止)申請書

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名
電話

1	道路維持管理者 住所氏名							
2	設計者資格 住所氏名	電話						
3	工事施工者 住所氏名	建設業者許可番号()第 号						
4	道路となる土地 の地名地番							
5	造成区域の土地	地番	地目	面積	土地関係		6 用途地域	
				m ²	所有者氏名	権利関係者名		
							7 宅地造成工事規制区域	
							内 外 許可第 号	
					8 転回 広場	9 宅地 区画数		
	登記面積合計	m ²	造成総面積実測	m ²	箇所	区画		
10	指 定 道 路	道路の 符 号	幅 員	延 長	縦断勾配	11 接続道路の種類、幅員		
			m	m	%	公道	国道 県道 市町村道	m
						私道	第42条	m
		道路延長の合計	m	道 路 総 面 積	m ²			
12	工事着手予定日	年 月 日			14	公園広場等面積	m ²	
13	工事完了予定日	年 月 日			15	宅地の面積	m ²	
16 変更、廃止の理由								
※市町村の意見								

(裏面)

○ 位置図(S=1/10,000~1/25,000)

○ 土地利用計画図(縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記入のこと。)

○ 添付図書

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 各権利者及び道路維持管理者の承諾書 | 6 排水及び土地利用計画図 |
| 2 都市計画図(写)
(1/2,500~1/5,000) | 7 道路断面構造図 |
| 3 公図(写) | 8 求積図 |
| 4 土地の登記事項証明書 | 9 その他必要な図書
(農地転用、境界確定、占用許可等) |
| 5 平面計画図
(1/200~1/300) | |

副本

道路の位置の指定(変更・廃止)通知書

※指定変更廃止通知欄	申請者住所 氏名					年 月 日
	和歌山県知事					印
指定変更廃止番号		号				
指定変更廃止年月日		年 月 日				
建築基準法の規定により、この申請書及び添付図書のとおり、道路の位置の指定(変更・廃止)をしたので、通知します。						
1	道路維持管理者住所氏名					
2	設計者資格住所氏名		電話			
3	工事施工者住所氏名		建設業者許可番号()第 号			
4	道路となる土地の地名地番					
5 造成区域の土地	地番	地目	面積	土地関係		6 用途地域
			m ²	所有者氏名	権利関係者名	
						7 宅地造成工事規制区域
						内 外 許可第 号
					8 転回 広場	9 宅地 区画数
	登記面積合計		m ²	造成総面積実測		m ²
		箇所	区画			
10 指定道路	道路の符号	幅員	延長	縦断勾配	11 接続道路の種類、幅員	
		m	m	%	公道	国道 県道 市町村道
					私道	第42条
						m
	道路延長の合計		m	道路総面積		m ²
12	工事着手予定日		年 月 日		14 公園広場等面積	m ²
13	工事完了予定日		年 月 日		15 宅地の面積	m ²
16 変更、廃止の理由						
※備考						

(裏面)

○ 位置図(S=1/10,000~1/25,000)

○ 土地利用計画図(縮尺、方位、接続道路、指定道路の幅員、延長、宅地の区画割等記入のこと。)

○ 添付図書

1 各権利者及び道路維持管理者の承諾書	6 排水及び土地利用計画図
2 都市計画図(写) (1/2,500~1/5,000)	7 道路断面構造図
3 公図(写)	8 求積図
4 土地の登記事項証明書	9 その他必要な図書 (農地転用、境界確定、占用許可等)
5 平面計画図 (1/200~1/300)	

(注)

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 申請者は、当該道路を築造しようとする者(廃止の場合は、当該道路の土地の所有者)に限ります。ただし、築造しようとする者が2人以上のときは、その代表者を定め申請してください。

別記第10号様式 (第15条関係)

(A4)

正

認定申請書

建築基準法施行令第 条 第 項第 号
 和歌山県建築基準法施行条例第 条 第 項 の規定による認定を申請します。
 和歌山県建築基準法施行細則第 条 第 項
 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

和歌山県知事 様

年 月 日

申請者氏名

1 建築主住所氏名	電話番号 ()		
2 代理者資格	()建築士()登録第 号		
住所氏名	()建築士事務所()登録第() 号	住所 年 月 日	氏名 電話番号 ()
3 設計者資格	()建築士()登録第 号		
住所氏名	()建築士事務所()登録第() 号	住所 年 月 日	氏名 電話番号 ()
4 敷地の位置	ア 地名地番	イ 用途地域	ウ その他の地域地区
5 主要用途	6 工事種別		
	申請部分	申請以外の部分	合計
7 敷地面積			. m ² ※敷地面積との比
8 建築面積	. m ²	. m ²	. m ²
9 延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²
10 構造		11 階数	地上 階地下 階
12 屋根		13 外壁	
14 最高の軒の高さ . m		15 最高の高さ . m	
16 空地面積 . m ²		17 空地比 . %	
18 工事着工予定日 年 月 日		19 工事完了予定日 年 月 日	
20 認定を要する理由			
21 その他認定に関して記入すべき事項			
22 備考			
※ 認定条件			
※ 受付欄	※ 決裁欄		※ 認定番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

注 ※欄は、記入しないこと。

副

認定通知書

※認定通知欄	申請者 様			年 月 日	
	認定番号 第 号			和歌山県知事 印	
※条件	認定年月日 年 月 日				
	建築基準法施行令第 条 第 項第 号				
和歌山県建築基準法施行条例第 条 第 項 の規定に基づき、認定しましたので					
和歌山県建築基準法施行細則第 条 第 項					
通知します。					
1	建築主住所氏名		電話番号 ()		
2	代理者資格 住所氏名		()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()登録第() 号 住所 年 月 日 氏名 電話番号 ()		
3	設計者資格 住所氏名		()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()登録第() 号 住所 年 月 日 氏名 電話番号 ()		
4	敷地の位置	ア 地名地番			
		イ 用途地域	ウ その他の地域地区		
5	主要用途		6 工事種別		
		申請部分	申請以外の部分	合計	※敷地面積との比
7	敷地面積			. m ²	
8	建築面積		. m ²	. m ²	
9	延べ面積		. m ²	. m ²	
10	構造		11 階数	地上	階地下 階
12	屋根		13 外壁		
14	最高の軒の高さ		. m	15 最高の高さ	. m
16	空地面積		. m ²	17 空地比	. %
18	工事着工予定日		年 月 日	19 工事完了予定日	年 月 日
20	認定を要する理由				
21	その他認定に関して記入すべき事項				
22	備考				

注 ※欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第320号

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

基準点測量成果の写しの保管等に関する規程（昭和36年和歌山県告示第281号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 国土交通大臣から送付を受けた基準点測量の写し及び基準点測量成果簿の写し（以下「成果の写し」という。）を保管し、一般の閲覧に供することに関する事項については、この規程に定めるところによる。</p> <p>(担当部課及び保管主務者)</p> <p>第2条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、<u>県土整備部県土整備政策局用地対策課</u>において行うものとし、<u>県土整備部長</u>は保管主務者及びその代理者を指名して知事に報告するものとする。</p> <p>(成果の写しの取扱い)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 成果の写しは、閲覧のため特に定めた場所（以下「閲覧所」という。）以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止するため必要な場所又は<u>県土整備部長</u>の許可を得た場合には、この限りでない。</p> <p>3 成果の写しは、<u>国土交通省</u>の指示がなければ、その内容に改変を加えることができない。</p> <p>4 略</p> <p>(閲覧)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず<u>県土整備部長</u>は、成果の写しの整理その他やむを得ない事由がある場合には、通常の執務の日であっても閲覧させない日を定め、又は閲覧時間を制限することができる。この場合には、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。</p> <p>(閲覧の申込)</p> <p>第7条 閲覧希望者は、あらかじめ別記様式第1号による閲覧申込書を<u>県土整備部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 内閣総理大臣から送付を受けた基準点測量の写し及び基準点測量成果簿の写し（以下「成果の写し」という。）を保管し、一般の閲覧に供することに関する規定は、この規程に定めるところによる。</p> <p>(担当部課及び保管主務者)</p> <p>第2条 成果の写しの保管及び閲覧に関する事務は、<u>企画部土地対策課</u>において行うものとし、<u>企画部長</u>は保管主務者及びその代理者を指名して知事に報告するものとする。</p> <p>(成果の写しの取扱い)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 成果の写しは、閲覧のため特に定めた場所（以下「閲覧所」という。）以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止するため必要な場所又は<u>企画部長</u>の許可を得た場合には、この限りでない。</p> <p>3 成果の写しは、<u>国土庁</u>の指示がなければ、その内容に改変を加えることができない。</p> <p>4 略</p> <p>(閲覧)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず<u>企画部長</u>は、成果の写しの整理その他やむを得ない事由がある場合には、通常の執務の日であっても閲覧させない日を定め、又は閲覧時間を制限することができる。この場合には、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。</p> <p>(閲覧の申込)</p> <p>第7条 閲覧希望者は、あらかじめ別記様式第1号による閲覧申込書を<u>企画部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(閲覧の許可)

第8条 県土整備部長は、閲覧希望日が第6条第2項の日以外の日である場合又は閲覧を希望する成果の写しについて当該閲覧希望の日にさきに閲覧希望者があるため、支障があると認められる場合を除いて、閲覧希望日に閲覧を許可しなければならない。

(閲覧票の提出)

第9条 成果の写しの閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は成果の写しの目録又は成果の写しの台帳に基づいて閲覧しようとする成果の写しを定め、別記様式第2号による閲覧票にその名称その他必要な事項を記入して保管主務者に提出しなければならない。

2 略

3 閲覧者は、手交された成果の写しに異状のないことを確かめ、閲覧票の相当欄に記名しなければならない。

(返納)

第11条 略

2 保管主務者は、閲覧票の相当記事欄に掲げたとおりであることを確かめたうえで、受領し、閲覧票の相当欄に記名しなければならない。

(閲覧の許可)

第8条 企画部長は、閲覧希望日が第6条第2項の日以外の日である場合又は閲覧を希望する成果の写しについて当該閲覧希望の日にさきに閲覧希望者があるため、支障があると認められる場合を除いて、閲覧希望日に閲覧を許可しなければならない。

(閲覧票の提出)

第9条 成果の写しの閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は成果の写しの目録又は成果の写しの台帳に基づいて閲覧しようとする成果の写しを定め、別記様式第2号による閲覧票にその名称その他必要な事項を記入して保管主務者に提出しなければならない。

2 略

3 閲覧者は、手交された成果の写しに異状のないことを確かめ、閲覧票の相当欄に押印しなければならない。

(返納)

第11条 略

2 保管主務者は、閲覧票の相当記事欄に掲げたとおりであることを確かめたうえで、受領し、閲覧票の相当欄に押印しなければならない。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1号 (第7条関係)

受付番号

基準点測量成果の写し閲覧申込書

第 号
年 月 日

和歌山県県土整備部長 様

申込者氏名

閲覧希望者	氏 名又は名 称 住 所又は所在地 担当者 (法人の場合に限る。)				
閲覧の目的					
閲覧希望年月日					
閲覧希望の成果の種類及び名称					
閲覧希望の成果の区域	当該区域の含まれる5万分の1地形図の名称を併記すること。				
その他必要な事項					
処 理 欄	年 月 日受 付	受 付		記 事	
	年 月 日許 可	許 可			
	年 月 日閲覧済	確 認			

別記様式第2号 (第9条関係)

受付番号

基準点測量成果の写し閲覧票

申請者氏名					
閲覧年月日					
閲覧者氏名					
観 覧 成 果					
名 称	番 号	員 数	観 覧 者 借 用 確 認	返 納 受 領 確 認	記 事

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。